

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年4月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300013号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300012号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年12月1日から平成6年4月1日に訂正し、平成元年12月から平成6年3月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成元年12月1日から平成6年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年12月1日から平成6年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年12月1日から平成6年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間における厚生年金保険の加入記録がない。

この期間は、A社に在籍のままB国に出張しており、現地で受け取っていた給料から厚生年金保険料が天引きされていた。

請求期間において事業主が作成したB国滞在許可依頼の文書などの資料を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の事業主が作成した書面(請求者がB国入国管理官宛と主張するもの)、C社のD部長が作成した書面(請求者が自身のB国出入国許可申請のための紹介状と主張するもの)、C社のB国における情報(登録された法人情報)及び請求者のパスポートの写し等によると、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務していたと認められることから、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により従前どおり控除されていたと考えることが自然である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社に係る平成元年11月の厚生年金保険の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、請求者の資格喪失年月日を平成元年12月1日とする厚生年金保険被保険者

資格喪失届を、平成元年12月15日に社会保険事務所（当時）に対し提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主は、請求者の平成元年12月から平成6年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200643号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300001号

第1 結論

昭和58年2月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年2月から同年8月まで

請求期間は、私が勤務していた会社を退職し、結婚するまでA市の実家に戻っていた期間であり、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料についても、納付した旨を毎月報告してくれていた。

私の国民年金保険料は納付されていたものと考えられるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者(第3号被保険者)となった昭和61年4月1日に係る被保険者資格の入力処理は、同年7月11日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金番号「*」は同年7月頃に払い出されたと推認できる上、請求者から提出された年金手帳により、請求者の国民年金番号は、請求者が請求期間後に住民登録を行ったB市を管轄するC社会保険事務所(当時)において払い出された国民年金番号であることが確認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索を行ったものの、請求者の上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求期間当時、請求者はA市の実家に居住していた旨陳述しているが、改正原戸籍の附票によると、請求者は当時、D市に住民登録されていたことが確認できる。

これらのことから、請求者の母親は、請求期間当時にA市において国民年金の加入手続を行うことはできなかったと考えられ、請求者は昭和61年7月頃にB市において初めて加入手続

を行ったことが確認でき、当該加入手続時点で、請求期間の保険料は時効により納付できない。

なお、請求者から提出された上記国民年金番号が記載された年金手帳には、「初めて被保険者となった日「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載され、加入手続時点において、請求期間は国民年金に未加入の期間とされていたことが確認できるほか、オンライン記録によると、請求期間に係る国民年金の強制被保険者資格の取得日及び喪失日の入力処理は、平成 6 年 6 月 6 日に行われている。

また、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする請求者の母親は既に亡くなっており、当時の事情を知っているとする父親は、高齢のため聴取することが困難であることから、請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付状況等については不明である。

さらに、A 市は、請求期間の国民年金被保険者資格の届出及び国民年金保険料の納付の状況を確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200749号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300002号

第1 結論

昭和48年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金に係る定額保険料及び付加保険料(以下、定額保険料と併せて「国民年金保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和53年3月まで

請求期間当時、私は学生であったため、両親が私の国民年金の加入手続を行い、私が就職するまでの国民年金保険料を父親が納付してくれていた。調査の上、年金記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、国民年金受付処理簿又は国民年金手帳記号番号払出簿に氏名が記録されるとともに、年金手帳が交付されていたところであるが、請求者が、請求期間当時に両親と同居していたとするA市を管轄していたB社会保険事務所(当時)が管理していた国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿について目視の調査を行ったが、昭和*年*月から昭和*年*月までの期間(請求者が20歳となった昭和48年*月の前月及び20歳となった月以降24か月間)に国民年金の加入手続を行った者の中に、請求者の氏名を確認することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金番号が払い出されたことを確認することもできない。

さらに、請求者は、請求期間後に就職した際に年金手帳の交付を受け、当該年金手帳を所持していた記憶はあるが、請求期間に係る国民年金手帳については記憶が定かでない旨陳述している。

これらのことから、請求者がA市において、請求期間当時に国民年金の加入手続を行ったことを確認することができないほか、請求期間は国民年金の未加入期間とされていることから、

請求期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父親及び母親は、いずれも亡くなっていることから、当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、A市は、文書の保存期間経過により、請求期間に係る請求者の国民年金被保険者資格の届出及び国民年金保険料の納付の状況を確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200663号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年10月1日から平成8年9月30日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。同社には、週6日、午前9時から午後5時まで勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主は、請求者は、同社において簡単な手作業をしていた旨回答している上、オンライン記録により、請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚(そのうち請求者が同僚として氏名を挙げた者一人を含む)の回答から、期間は特定できないが、請求者が同社の作業に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料を保管しておらず、同社の元事業主及び社会保険事務等を担当していた元事業主の妻は、請求者は、病院の依頼により社会復帰の訓練のために受け入れていた方たちの一人であり、従業員ではなかったため、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っておらず、請求者へ渡していた現金から厚生年金保険料を控除していない旨回答及び陳述している。

また、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。